

第52期（令和元年度）長野地方最低賃金審議会 総会、小委員会、専門部会の審議経過

1 審議会（総会）

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
第1回	6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地方最低賃金審議会運営規程 ・長野地方最低賃金審議会の運営 ・長野地方最低賃金審議会日程 ・長野地方最低賃金審議会委員の現地視察
第2回	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県最低賃金の改正決定(諮問) ・長野県最低賃金専門部会の構成 ・運営問題小委員会委員長報告 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告
第3回	8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地方最低賃金審議会現地視察結果 ・令和元年度地域別最低賃金額改定の目安(伝達)
第4回	8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県最低賃金専門部会部会長報告 ・長野県最低賃金の審議 ・長野県最低賃金の改正決定(答申) ・令和元年度特定最低賃金改正決定の必要性(4業種)(諮問)
第5回	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出(諮問) ・令和元年度長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の申出(答申) ・令和元年度長野県最低賃金専門部会の廃止 ・特定最低賃金検討小委員会委員長報告 ・令和元年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無(答申) ・令和元年度特定最低賃金の改正決定(4業種)(諮問)
第6回	3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等(報告) ・令和2年度特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明

2 運営問題小委員会（6月21日）

長野地方最低賃金審議会運営問題小委員会運営規程、令和元年度長野地方最低賃金審議会の運営方針、事業場現地視察、今後の審議会日程について審議が行われ、以下の結論となった。

- (1) 長野地方最低賃金審議会運営問題小委員会運営規程は、同運営規程(案)のとおり了承となった。

(2) 令和元年度長野地方最低賃金審議会の運営方針については、長野県最低賃金、特定(産業別)最低賃金ごとに検討され「長野地方最低賃金審議会の運営について(報告)」のとおり取りまとめた上で、7月8日開催の総会において報告することとなった。取りまとめられた内容は以下のとおり。

ア 長野県最低賃金について

発効は、10月4日を目途とする。

実地視察は全委員の参加で実施し、労使の意見聴取は実地視察の際に行う。

結審は、審議会令第6条第5項は適用しない。

イ 特定(産業別)最低賃金について

発効は、従来どおりとする。

第1回の専門部会は、全業種の合同部会とする。

各専門部会は、3回を目途で結審とする。

結審は、全会一致に限り審議会令第6条第5項を適用する。

(3) 事業場の実地視察について、方法及び日程等の検討が行われ、5班編成により7月9日、12日、16日、19日、23日に実施することとし「計画表(案)」のとおり了承され、関係労使の意見聴取は実地視察の際に行うこととなった。

(4) 今後の審議会日程について

今後の審議会の日程について、日程表(案)どおり了承された。

3 特定(産業別)最低賃金検討小委員会(第1回6月21日)

長野地方最低賃金審議会特定最低賃金検討小委員会運営規程、特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数、今後の審議の進め方について審議が行われ、以下の結論となった。

(1) 長野地方最低賃金審議会特定最低賃金検討小委員会運営規程は同運営規程(案)のとおり了承された。

(2) 特定最低賃金適用使用者数・適用労働者数等を確認の上、同適用使用者数・適用労働者数に関する報告書が承認となった。

計量器等.....適用使用者数	1,385名、	適用労働者数	58,122名
-----------------	---------	--------	---------

はん用機械等.....適用使用者数	1,734名、	適用労働者数	41,525名
-------------------	---------	--------	---------

各種商品小売.....適用使用者数	49名、	適用労働者数	3,624名
-------------------	------	--------	--------

印刷、製版業.....適用使用者数	353名、	適用労働者数	3,579名
-------------------	-------	--------	--------

(3) 今後の審議の進め方について

特定最低賃金に係る小委員会、専門部会の日程について、日程表(案)どおり了承された。

4 特定(産業別)最低賃金検討小委員会(第2回8月23日)

令和元年度特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議が行われ、以下の結論となった。

(1) 令和元年度特定最低賃金の改正の必要性の有無について

「4業種の申出書」の審査結果について特定最低賃金の改正等の要件、令和元年度申出書審査結果表、特定最低賃金の改正申出状況の推移等を審議し、4業種いずれも改正の要件を満たすことが承認された。

(2) 特定最低賃金適用4業種の改正の必要性の有無について審議した結果、印刷、製版業

を除く3業種について、改正決定の必要性があると承認された。

なお、印刷、製版業について、業界の景気動向や県最賃との差が縮まっていることなど必要性に関し審議され、審議の結果、本特定最低賃金を適用する範囲等を来年度以降の課題として継続審議することとなり、必要性があると承認された。

これらの内容を8月26日の総会に報告するための特定最低賃金検討小委員会委員長報告が委員会で承認された。

5 長野県（地域別）最低賃金

審議経過一覧

回数	月 日	審 議 内 容
1	6月21日	【運営問題小委員会】 特定(産業別)最低賃金の運営規程、運営方針、実地視察、 審議日程、運営問題小委員会委員長報告
2	7月 8日	【第2回総会】 県最賃の改正決定の諮問、県最賃の専門部会の 構成、運営問題小委員会委員長報告、特定最低賃金検 討小委員会委員長報告
3	7月 9日~ 7月23日	実地視察(5日間:東御市、上田市、佐久市、小諸市)
4	8月 1日	【第1回専門部会】 専門部会運営規程、関係労使の意見、中央最低賃金 審議会の審議状況、今後の審議の進め方
5	8月 2日	【第3回総会】 実地視察の結果、目安(伝達)
6	8月 5日	【第2回専門部会】 金額改正審議
7	8月 7日	【第3回専門部会】 金額改正審議後採決し、結審(使用者側反対) 専門部会長報告
8	8月 8日	【第4回総会】 専門部会長報告後、採決し、結審(使用者側 反対)、(答申)
9	8月26日	【第5回総会】 県最賃改正決定答申について一般社団法人長野県タクシ ー協会及び長野県労働組合連合会から異議申出があり、 諮問を受けて審議の結果、答申のとおり決定することが 適当であるとの結論に達し、その旨を答申した。

6 長野県最低賃金専門部会の審議及び本審での審議経過

- (1) 令和元年度長野県最低賃金については、7月8日に改正決定の諮問を受け、同日の審議会総会において本専門部会に審議が付託され、3回の専門部会の開催と実地視察を5日間(5

班編成) 行い、最低賃金法の趣旨、県下の経済雇用状況、賃金実態調査結果等に基づき、慎重に審議された。

- (2) 8月7日、専門部会で労使双方の主張に隔たりのある中、公益委員見解を示し、賛成多数(使用者側反対)で現行の最低賃金を27円引上げ時間額848円とすることが可決され、部会長報告が承認された。
- (3) 8月8日、総会を開催し部会長報告と審議を行い採決した結果、賛成多数(使用者側反対)で結審し、答申した。
- (4) 9月4日に官報公示され、以下の金額が10月4日に発効となった。

長野県最低賃金

時間額 848円 3.29% 引上げ(+27円、改正前 821円)

7 特定(産業別)最低賃金

審議経過一覧

回数	月日	審議内容
1	6月21日	【運営問題小委員会】 特定(産業別)最低賃金の運営規程、運営方針、運営問題小委員会委員長報告
2	6月21日	【特定最低賃金検討小委員会】 適用使用者数・適用労働者数等審議、今後の審議の進め方、特定最低賃金検討小委員会委員長報告
3	7月8日	【第2回総会】 運営問題小委員会委員長報告 特定最低賃金検討小委員会委員長報告
4	7月25日	特定最低賃金(4業種)について改正決定の申出提出
5	8月8日	【第4回総会】 特定最低賃金の改正決定の必要性(4業種)(諮問)
6	8月23日	【第2回特定最賃検討小委員会】 特定最低賃金(4業種)の改正決定の必要性の審議、特定最低賃金検討小委員会委員長報告
7	8月26日	【第5回総会】 特定最賃改正決定の必要性に係る特定最低賃金検討小委員会委員長報告 特定最賃の改正決定の必要性の有無(答申) 特定最賃の改正決定(4業種)(諮問)
8	9月11日	【第1回専門部会(4業種合同)】 部会構成、運営規程、諮問の経緯、審議の進め方、日程調整
9	9月18日	【計量器等専門部会(第2回)】 金額改正審議
10	9月18日	【はん用機械器具等専門部会(第2回)】 金額改正審議

1 1	9 月 2 4 日	【はん用機械器具等専門部会（第3回）】 金額改正審議
1 2	9 月 2 4 日	【計量器等専門部会（第3回）】 金額改正審議
1 3	9 月 2 5 日	【計量器等専門部会（第4回）】 金額改正審議、全会一致で結審（6条5項適用）（答申）
1 4	9 月 2 5 日	【はん用機械器具等専門部会（第4回）】 金額改正審議、全会一致で結審（6条5項適用）（答申）
1 5	1 0 月 7 日	【各種商品小売業専門部会（第2回）】 金額改正審議
1 6	1 0 月 8 日	【印刷、製版業専門部会（第2回）】 金額改正審議
1 7	1 0 月 1 0 日	【各種商品小売業専門部会（第3回）】 金額改正審議、全会一致で結審（6条5項適用）（答申）
1 8	1 0 月 2 1 日	【印刷、製版業専門部会（第3回）】 金額改正審議、全会一致で結審（6条5項適用）（答申）

(1) 長野県計量器等最低賃金専門部会の審議経過

長野県計量器等最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において本専門部会に審議が付託され、4回の専門部会を開催し審議が行われた。

9月25日開催された同専門部会で審議した結果、労使双方の主張に隔たりのある中、労使双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を20円引上げ時間額892円とすることで結審し（全会一致：最低賃金審議会令第6条第5項適用）答申した。

10月28日に官報公示され、11月27日に発効（法定どおり）となった。

長野県計量器等最低賃金

時間額 892円 2.29% 引上げ（+20円、改正前 872円）

(2) 長野県はん用機械器具等最低賃金専門部会の審議経過

長野県はん用機械器具等最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において本専門部会に審議が付託され、4回の専門部会を開催し審議が行われた。

9月25日開催された同専門部会で審議した結果、労使双方の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を20円引上げ時間額903円とすることで結審し（全会一致：最低賃金審議会令第6条第5項適用）答申した。

10月28日に官報公示され、11月27日に発効（法定どおり）となった。

長野県はん用機械器具等最低賃金

時間額 903円 2.27% 引上げ（+20円、改正前 883円）

(3) 長野県各種商品小売業最低賃金専門部会の審議経過

長野県各種商品小売業最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において本専門部会に審議が付託され、3回の専門部会を開催し審議

が行われた。

10月10日開催された同専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を20円引上げ時間額855円とすることで結審し(全会一致：最低賃金審議会令第6条第5項適用) 答申した。

11月20日に官報公示され、12月31日に発効(指定日発効)となった。

長野県各種商品小売業最低賃金

時間額 855円 2.40% 引上げ(+20円、改正前 835円)

(4) 長野県印刷、製版業最低賃金専門部会の審議経過

長野県印刷、製版業最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において本専門部会に審議が付託され、3回の専門部会を開催し審議が行われた。

10月21日開催された同専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を23円引上げ時間額850円とすることで結審し(全会一致：最低賃金審議会令第6条第5項適用) 答申した。

11月20日に官報公示され、12月31日に発効(指定日発効)となった。

長野県印刷、製版業最低賃金

時間額 850円 2.78% 引上げ(+23円、改正前 827円)